

国家戦略特区自治体首長あて

内閣府地方創生推進事務局長

国家戦略特別区域法第 27 条の 2 に規定する課税の特例に関する
事業実施計画に係る事業実施期間の考え方及び
実施状況報告に係る特定事業の適切な実施についての
国家戦略特別区域担当大臣の確認における判断基準について（通知）

国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号。以下「法」という。）第 27 条の 2 に規定する課税の特例（設備投資促進税制）の対象となる特定事業を実施し、当該課税の特例の適用を受けようとする法人であって、国家戦略特別区域法施行規則（平成 26 年内閣府令第 20 号。以下「施行規則」という。）第 3 条第 4 項の規定による国家戦略特別区域担当大臣の確認を受けた同条第 1 項の事業実施計画に係る特定事業（以下「特定事業」という。）を実施するものは、施行規則第 11 条の規定に基づき、実施状況報告書を国家戦略特別区域担当大臣に提出し、国家戦略特別区域担当大臣は、実施状況報告書に関し、当該特定事業を適切に実施していると認める場合は、その旨を確認したことを証する書面を交付するほか、確認をしないときは、確認しない旨とその理由を通知するものとされている。

今般、「令和 6 年度税制改正の大綱」において、法第 27 条の 2 に規定する課税の特例（設備投資促進税制）に関し、これまで明確な定めがなかった事業実施計画の事業実施期間の末日に関する考え方が示されるとともに、特定事業の適切な実施についての国家戦略特別区域担当大臣の確認における判断基準を明確化することとされたことから、下記のとおり通知する。

なお、本通知の内容については関係省庁と協議済みであることを申し添える。

記

1. 対象となる特定事業について

令和 6 年 4 月 1 日以後に施行規則第 3 条第 4 項の国家戦略特別区域担当大臣の確認を受けた事業実施計画に係る特定事業をこの通知の対象とする。

2. 特定事業の事業実施期間について

施行規則第 3 条第 1 項に規定する特定事業の事業実施期間は特定事業を実施するために必要な期間をいい、その末日は次のとおりとする。

- ① 施行規則第1条第1号イ（1）から（5）までに掲げる事業又は同条第2号イからニまでに掲げる事業のうち、施設又は設備の整備に関する事業を行うもの
事業実施計画に記載する研究・研究開発・製造の期間の末日と、当該事業実施計画に記載する施設又は設備を当該特定事業の用に供した日^{※1}以後5年を経過する日とのいずれか遅い日とする。^{※2}

※1 複数の設備投資を行う場合は、最も遅い事業供用日とする。

※2 これにより、当該施設又は設備を当該特定事業の用に供した日以後5年を経過する日が当該研究・研究開発・製造の終了後となる場合であっても、当該施設又は設備を事業の用に供した日以後5年を経過する日までは事業実施期間となる。

- ② 施行規則第1条第1号イ（1）から（5）までに掲げる事業又は同条第2号イからニまでに掲げる事業のうち、上記①に該当しない事業
事業実施計画に記載する研究又は研究開発の期間の末日とする。

- ③ 施行規則第1条第1号イ（6）並びにロ（2）及び（5）から（9）までに掲げる事業

事業実施計画に記載する特定事業を実施する期間の末日と、当該事業実施計画に記載する施設又は設備を事業の用に供した日^{※1}以後5年を経過する日とのいずれか遅い日とする。^{※2}

※1 複数の設備投資を行う場合は、最も遅い事業供用日とする。

※2 これにより、当該施設又は設備を当該特定事業の用に供した日以後5年を経過する日が当該特定事業を実施する期間の終了後となる場合であっても、当該施設又は設備を事業の用に供した日以後5年を経過する日までは事業実施期間となる。

3. 各特定事業の適切な実施に係る判断基準について

施行規則第10条で定める特定事業が適切に実施されているかの判断について、特定事業に係る施設・設備等を当該特定事業の用に供した後は、最低限、次の基準を満たす必要があることとする。^{*}なお、これまでに活用実績がない又は現時点で具体的な活用見込みがない事業（施行規則第1条第1号イ（1）から（6）まで、同号ロ（6）から（8）まで及び同条第2号に掲げる事業）については、これらの事業について具体的な活用見込みが生じた段階で関係省庁と協議の上、必要な基準を示すこととする。

※ 施行規則第11条に規定する事業実施主体は、基準に対する達成状況について、施行規則別記様式第5の「特定事業に関する実施状況報告書」の「10. 特定事業の適切な実施に関する事項」に記載すること。

① 施行規則第1条第1号ロ(2)に掲げる事業

事業実施計画で定める国際会議等[※]の参加者の利用に供する大規模な集会施設、宿泊施設及び文化施設について、当該国際会議等が開催される施設の年間稼働日数のうち、国際会議等の開催のために利用される日数の割合が当該事業実施計画に定める施設のそれぞれにおいて50%（当該事業実施計画に50%を超える割合が記載されている場合には、当該割合）以上であること。

※ 国際会議等とは、国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律（平成6年法律第79号）第2条に規定する「会議、討論会、講習会その他これらに類する集会（これらに付随して開催される展覧会を含む。）であって海外からの相当数の外国人の参加が見込まれるもの並びにこれらに併せて行われる観光旅行その他の外国人のための観光及び交流を目的とする催し」をいうものとする。

② 施行規則第1条第1号ロ(5)に掲げる事業

事業実施計画で定める外国人学校の用に供される施設について、主に英語により授業を行い、かつ、外国籍を有する生徒数の割合が50%（当該事業実施計画に50%を超える割合が記載されている場合には、当該割合）を超えていること。

③ 施行規則第1条第1号ロ(9)に掲げる事業

事業実施計画で定める外国人旅客の中長期の滞在に適した施設について、日本人の入居面積比率が常時当該事業実施計画に記載された割合以下であること。

4. 各特定事業の適切な実施に係る基準を満たしていない場合の扱い

「1. 対象となる特定事業」に該当する事業について、「3. 各特定事業の適切な実施に係る判断基準について」における基準を満たしていない場合は、特定事業を実施する事業者が天災その他その責めに帰することができない事由又はその他合理的な事由[※]により当該基準を満たすことができない場合を除き、施行規則第11条第2項の規定に基づく国家戦略特別区域担当大臣の確認をしないこととする。

※ その他合理的な事由とは、特定事業に係る施設・設備等を当該特定事業の用に供した日以後間もない時期に実施状況報告書の提出が必要となるため「3. 各特定事業の適切な実施に係る判断基準について」における基準を満たしていない場合であって、翌事業年度については当該基準を満たす見込みであることが実施状況報告書において確認できる場合を指す。

以上